

回 (年度)	問 題
第74回 (6年)	<p>問1 (30点)</p> <p>令和6年2月某日、税理士であるあなたは、居住者Aから「保有している動産Xをフリーマーケットアプリで売却したいと考えている。動産Xの売却による利益又は損失の所得税法上の取扱いはどうなるのか。」との質問を受けた。</p> <p>あなたがAの質問に答える際に関係する、次の(1)～(3)の問に答えなさい。</p> <p>(注) Aによる動産Xの譲渡に継続性はないものとする。</p> <p>(1) 所得税法における「生活に通常必要でない資産」の意義について簡潔に説明しなさい。</p> <p>(2) 動産Xが、所得税法における「生活に通常必要でない資産」に該当するときにおける利益又は損失の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。</p> <p>(3) 動産Xが、所得税法における「生活に通常必要な動産」に該当するときにおける利益又は損失の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。</p> <p>問2 (20点)</p> <p>令和6年分の居住者の所得税の確定申告について、「確定申告書を提出しなければならない場合」と「確定申告書を提出することができる場合(確定損失申告を含む。)」に分けて簡潔に説明しなさい。</p> <p>(注1) 準確定申告について説明する必要はない。</p> <p>(注2) 所得税法第121条(確定所得申告を要しない場合(給与所得、退職所得、公的年金等を有する場合の特例))について考慮する必要はない。</p>